



西東京市社会福祉協議会キャラクター

# ゆめしあと Yume Heart

## 特集号

### 主な記事

- 地域福祉活動の参加案内 …… 2
- イベント実施報告 …………… 3
- 会員会費・寄附のお願い …… 4

### 発行

社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会  
〒188-0011  
西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター内  
TEL 042-497-5061 FAX 042-497-5062  
HP <https://www.n-csw.or.jp/>  
E-mail [info@n-csw.or.jp](mailto:info@n-csw.or.jp)

- 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき区市町村に1つずつ常設されている公共性の高い民間福祉団体です。
- 市民の皆さまや行政、民生委員・児童委員などの福祉関係者の参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現を目指して活動しています。

# 「一人ひとりの個性をいかし、 ともに支え合い、みんなでつくる 私たちのまち」を目指して

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや講演会が中止や延期となり、また、様々な事業を縮小し実施いたしました。

地域の皆さまは、未だ先の見えない不安を抱えながらお過ごしのことと思いますが、少しでも安心して生活ができるよう取り組んで参りますので、引き続き当会へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



写真は、西東京ゆとりの会代表 谷様よりご提供いただきました。  
※西東京ゆとりの会は、認知症にかかわる家族や関係者を支えることを目的とする家族会です。

西東京市社会福祉協議会は、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

# 地域福祉活動に参加しませんか?

## ボランティア活動を始めたい方

活動希望や特技などを活かして、ボランティア活動をして頂きます。

### 活動を始めるまでの流れ

- ① 西東京ボランティア・市民活動センターにお越しください。  
活動希望、特技などを伺い、希望にそった活動の情報を提供します。
- ② 登録用紙に記入の上、登録していただきます。
- ③ 施設や障がいのある方、高齢の方から依頼があったときに電話やファックス、メールで活動をご紹介します。
- ④ 内容や、日にち、時間などの条件があえば活動をはじめていただきます。

**問合せ** 西東京ボランティア・市民活動センター  
☎ 042-466-3070 FAX 042-466-3555



## 日常生活の困りごとをお手伝いしたい方(あいあいサービス協力会員)

高齢者や産前産後の方など、手助けを必要とする方へ買い物や調理・お掃除などの家事、通院や外出などの付添いを行っています。

心身ともに健康で「困っている方を手助けしたい!」という気持ちでサービスを提供する意志のある方で、「協力会員登録説明会(基礎研修)」に参加していただき、登録の手続きをしていただく必要があります。

※このサービスは仕事として提供するものではなく、「困っている方を手助けしたい!」という気持ちで成り立っている有償家事援助サービスです。

**問合せ** 福祉支援課 サービス提供係(あいあいサービス担当)  
☎ 042-497-5076 FAX 042-497-5230



## 子どもの預かりをお手伝いできる方(サポート会員)

「子どもを預けたい方(ファミリー会員)」と「子どもを預かりたい方(サポート会員)」の双方が会員登録をして、子どもの預かりの活動を行っています。

西東京市在住の20歳以上の健康な方で、ファミリー・サポート・センターが実施する養成講習会の修了が必要です。

**問合せ** 西東京市ファミリー・サポート・センター  
☎ 042-497-5079 FAX 042-497-5230



## 社協活動の普及にご協力頂ける方(協力員活動)

協力員とは、社協が委嘱した、さまざまな活動を通じて「人と人の絆を大切にしながら身近な地域で安心して暮らせるまちづくり」にとりくむ方々です。

**問合せ** 総務課法人運営係 ☎ 042-497-5061 FAX 042-497-5062



その他、各事業の推進にご協力頂ける方を募集しておりますので、詳しくは本会ホームページをご覧ください。

# 社協では地域福祉活動を支援して 頂ける方を募集しております。



## イベント実施報告

### 西東京市 ファミリー・サポート・センター

サポート会員養成講習会（令和2年11月10日～12日、12月9日～11日の2回）開催。サポート会員（子どもを預かりたい方）として活動するにあたっての心構えや安全についての講座を行い、合計25名の方が受講しました。



▲詳細はこちら



### 西東京市社会福祉法人連絡会

令和3年1月に第5回フードドライブを開催。各家庭から食品をご寄附いただき、市内の子ども食堂や中学校放課後カフェなどに配達しました。



▲詳細はこちら

### 西東京市市民協働推進 センターゆめこらぼ

第12回NPO市民フェスティバル（令和3年1月23日～24日）を開催。

市内のNPO・市民団体が一堂に会し、オンラインで団体紹介を行いました。

※当日紹介された動画は3月31日まで公開されております。ぜひご覧ください。



▲動画はこちら



### 権利擁護センター 「あんしん西東京」

成年後見講演会（令和3年1月25日）を開催。成年後見制度について司法書士を講師にお迎えして講演会を行い、21名の方が受講しました。



# 西東京市社会福祉協議会の活動支援にご協力をお願いします。

西東京市社会福祉協議会の活動財源は、皆様からの会費や寄附金等が基盤となっています。

一人ひとりの個性をいかし、安心して生活できる地域づくりのために、  
皆様からのご支援を頂けますよう、よろしく申し上げます。



## ●社協会員への入会

公的な制度では支えきれない部分でのサービスの実施やボランティア活動の推進をするためには、皆さまの支えが何よりも大切です。

多くの方にご入会していただくことで市民の皆さまが必要とする事業が実施できます。



### ■年会費■

正会員	1口	500円
賛助会員	1口	2,000円
団体会員	1口	3,000円
特別賛助会員	1口	10,000円

## ●各種寄附

### ●香典寄附

葬儀などでお香典をいただいた方々へ香典返しとして、一般的な品物を送る代わりに、相当する金額を地域福祉のために寄附する方法。

### ●相続寄附

ご遺族の方が相続された財産を寄附する方法。

※相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に寄附した場合、ご寄附いただいた財産には相続税はかかりませんが、この税制上の優遇措置の適応には、相続税の申告期限内に西東京市社会福祉協議会が発行する「相続財産の寄附に関する証明書」を添付する必要があります。

### ●遺贈

遺言により、自分の築いた財産を指定した人や団体に分ける方法。

※財産の寄附をご検討される場合には、手続きを確実に進めるために「公正証書遺言」による方式をお勧めします。

●その他、寄附金（物品）の受付を随時行っております。

## ●地域福祉応援型自動販売機

自動販売機の収益の一部を寄附する方法。

### 設置場所

（令和3年1月現在）

- ①西東京スポーツセンター 1階談話室
- ②フレスポひばりが丘 地下駐車場

※自動販売機の新規設置や入れ替えを予定されている住民、企業の皆様、ぜひお声かけください。



## ●共同募金

地域福祉の推進のため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分する。

- ・赤い羽根共同募金（10月）
- ・歳末たすけあい・地域福祉募金（12月）



## ●募金箱

募金箱の設置にご協力頂き、集められた募金は西東京市社協への寄附となり、ボランティア活動や市民活動の支援、地域福祉権利擁護事業の充実、地域福祉の普及啓発などに活用されます。



寄附に関するお問合せは、総務課法人運営係 TEL：042-497-5061 までご連絡ください。